



長野県報

7月8日(月)
平成25年
(2013年)
第2486号

目 次

告 示

| | |
|--|----|
| 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (健康長寿課介護支援室) | 1 |
| 社会福祉士及び介護福祉法に基づく特定行為業務を行う者の登録(健康長寿課介護支援室) | 3 |
| 保安林予定森林にする旨の通知(3件)(森林づくり推進課) | 3 |
| 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(7件)(森林づくり推進課) | 4 |
| 公共測量の実施(建設政策課) | 6 |
| | |
| 公 告 | |
| 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(4件)(県民協働・NPO課) | 6 |
| 特定調達契約に係る一般競争入札(2件)(財産活用課) | 7 |
| 土地改良区の定款変更の認可(農地整備課) | 10 |
| 一般競争入札(4件)(高校教育課) | 10 |
| | |
| 正誤(森林づくり推進課) | 11 |

告 示

長野県告示第378号

介護保険法(平成9年法律第123号)第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり行いました。

平成25年7月8日

長野県知事 阿部 守一

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定した年月日 |
|-----------|-------------|-------------|-----------|
| 株式会社さくら医研 | ケアセンター佐久平高原 | 佐久市中込2950-1 | 平成25年7月1日 |

(2) 訪問看護

| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定した年月日 |
|----------------|---------------|-----------------|-----------|
| 長野県厚生農業協同組合連合会 | 訪問看護ステーションひらね | 佐久市上平尾字宿1015番地2 | 平成25年7月1日 |

(3) 訪問リハビリテーション

| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定した年月日 |
|--------|------------|---------------------|-----------|
| 佐久穂町 | 佐久穂町老人保健施設 | 南佐久郡佐久穂町大字高野町352番地2 | 平成25年7月1日 |

(4) 福祉用具貸与

| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定した年月日 |
|-----------|-------------------|--------------|-----------|
| 株式会社上條器械店 | 株式会社上條器械店飯田営業所えがお | 飯田市三日市場406-1 | 平成25年7月1日 |

| | | | | |
|---------------------|--------------------------|-----------------------------|--------------------------------|----------------------|
| (5) 特定福祉用具販売 | 事業者の名称 株式会社上條器械店 | 事業所の名称 株式会社上條器械店飯田営業所えがお | 事業所の所在地 飯田市三日市場406-1 | 指定した年月日 平成25年7月1日 |
| (6) 通所介護 | 事業者の名称 大心株式会社 | 事業所の名称 リハビリディサービスぽっかぽか豊科 | 事業所の所在地 安曇野市豊科南穂高1228-2 | 指定した年月日 平成25年7月1日 |
| | 株式会社一期一会 | 機能回復ディサービス元氣ここから | 岡谷市長地権現町2丁目1番68号 | 平成25年7月1日 |
| | 株式会社さくら医研 | ディサービスセンター佐久平高原 | 佐久市下平尾字宮ノ前303-3 | 平成25年7月1日 |
| 2 指定居宅介護支援事業者 | | | | |
| | 事業者の名称 株式会社さくら医研 | 事業所の名称 居宅介護支援事業所さくら医研 | 事業所の所在地 佐久市下平尾字宮ノ前303-3 | 指定した年月日 平成25年7月1日 |
| | 株式会社上條器械店 | えがお居宅介護支援事業所 | 飯田市三日市場406-1 | 平成25年7月1日 |
| | エフビー介護サービス株式会社 | エフビー居宅介護支援事業所小諸 | 小諸市八満68-1 | 平成25年7月1日 |
| | 医療法人社団豊栄会 | 居宅介護支援事業所さくら | 千曲市大字磯部767-4 | 平成25年7月1日 |
| | 社会福祉法人飯綱町社会福祉協議会 | 飯綱町社会福祉協議会分室 | 上水内郡飯綱町大字倉井2907番地1 | 平成25年7月1日 |
| | 有限会社坂東ホーム | 坂東ホーム居宅介護支援事業所 | 飯山市南町18番地2 | 平成25年7月1日 |
| 3 指定介護予防サービス事業者 | | | | |
| (1) 介護予防訪問介護 | 事業者の名称 株式会社さくら医研 | 事業所の名称 ケアセンター佐久平高原 | 事業所の所在地 佐久市中込2950-1 | 指定した年月日 平成25年7月1日 |
| (2) 介護予防訪問看護 | 事業者の名称 長野県厚生農業協同組合連合会 | 事業所の名称 訪問看護ステーションひらね | 事業所の所在地 佐久市上平尾字宿1015番地2 | 指定した年月日 平成25年7月1日 |
| (3) 介護予防訪問リハビリテーション | 事業者の名称 佐久穂町 | 事業所の名称 佐久穂町老人保健施設 | 事業所の所在地 南佐久郡佐久穂町大字高野町352番地2 | 指定した年月日 平成25年7月1日 |
| (4) 介護予防福祉用具貸与 | 事業者の名称 株式会社上條器械店 | 事業所の名称 株式会社上條器械店飯田営業所えがお | 事業所の所在地 飯田市三日市場406-1 | 指定した年月日 平成25年7月1日 |
| (5) 介護予防特定福祉用具販売 | 事業者の名称 株式会社上條器械店 | 事業所の名称 株式会社上條器械店飯田営業所えがお | 事業所の所在地 飯田市三日市場406-1 | 指定した年月日 平成25年7月1日 |
| (6) 介護予防通所介護 | 事業者の名称 大心株式会社 | 事業所の名称 リハビリディサービスぽっかぽか豊科 | 事業所の所在地 安曇野市豊科南穂高1228-2 | 指定した年月日 平成25年7月1日 |
| | 株式会社一期一会 | 機能回復ディサービス元氣ここから | 岡谷市長地権現町2丁目1番68号 | 平成25年7月1日 |
| | 株式会社さくら医研 | ディサービスセンター佐久平高原 | 佐久市下平尾字宮ノ前303-3 | 平成25年7月1日 |

長野県告示第379号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成25年7月8日

長野県知事 阿部守一

(登録特定行為事業者 訪問介護)

| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 登録した年月日 |
|------------------|------------------|--------------------|-----------|
| 社会福祉法人松川町社会福祉協議会 | 社会福祉法人松川町社会福祉協議会 | 下伊那郡松川町元大島2930番地12 | 平成25年7月1日 |
| 社会医療法人財団慈泉会 | ヘルパーステーション「グリーン」 | 松本市本庄2丁目10番21号 | 平成25年7月1日 |

(登録特定行為事業者 短期入所生活介護)

| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 登録した年月日 |
|----------|--------------|---------------|-----------|
| 社会福祉法人ふじ | ショートステイにしつるが | 長野市西鶴賀町1940番地 | 平成25年7月1日 |

(登録特定行為事業者 介護予防訪問介護)

| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 登録した年月日 |
|-------------|------------------|----------------|-----------|
| 社会医療法人財団慈泉会 | ヘルパーステーション「グリーン」 | 松本市本庄2丁目10番21号 | 平成25年7月1日 |

(登録特定行為事業者 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 登録した年月日 |
|----------|-------------|---------------|-----------|
| 社会福祉法人ふじ | コンフォートにしつるが | 長野市西鶴賀町1940番地 | 平成25年7月1日 |

健康長寿課介護支援室

長野県告示第380号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年7月8日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

長野市松代町豊栄字権房4722のイ、4722のロ、4723の1、4723のイ、4724の1、4724の3、4724のロ、4725の1から4725の3まで、4726の1、4726の2、4727から4731まで、4734の1、字山神4735、4736、4813のイ、4813のロ、4814の1、4815の2、4815の3、4816の1、4816の3、4817から4820まで、4821の1、4824から4827まで、4828の1から4823の3まで、4829の1、4829のイ、4830のイ、4830のロ、4831、4832、4833のイ、字上ノ山4895の1から4895の5まで、4897の1から4897の3まで、4898、4899の3、4899のロ、4900の1から4900の3まで、4902の1、4904の1、4905の1、4906の1、4906の2、4906の4、4906の6、4906の7、4906のイの1、4907、4908の7、4908の8、4908の35、4912、4913の1、4913のイ、4914の1、4914の2、4915の1、4915の2、4916の1、4916の2、4917の1、4919

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第381号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年7月8日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

大町市大町字長平8054の1、8054の101

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第382号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年7月8日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

木曽郡南木曽町読書1804（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

^{かん}水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第383号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成25年7月8日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野市鬼無里日影字押切9609の1、9610の1、9610の2、9610の4、9610の5、9633の13、鬼無里字高次辺17000のリ、17040の1、17040の2、17042の1から17042の4まで、字原さき17241のイ

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字押切9610の1（次の図に示す部分に限る。）、9610の4、9610の5・9633の13（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字高次辺17000のリ（次の図に示す部分に限る。）、字原さき17241のイ（次の図に示す部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第384号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成25年7月8日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

中野市大字間山字南向平878の1、878の3、881の1、881の3、882の1、883の1、字建応1810の1、1810の3

2 保安林として指定された目的

^{かん}水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字南向平878の3、881の1、881の3、882の1、883の1、字建応1810の1、1810の3

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第385号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成25年7月8日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

安曇野市穂高牧2273の2

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第386号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成25年7月8日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡阿南町字富草4347の40

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第387号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成25年7月8日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡泰阜村3509の1、3509の3

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第388号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成25年7月8日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡大鹿村大字大河原4289、4492の2(次の図に示す部分に限る。)、4492の9(国有林)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

4289・4492の2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課



長野県告示第389号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成25年7月8日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下高井郡山ノ内町大字平穏字坪根1593のイの2、1596、1597、字堂ノ上1823、字横湯2029、大字夜間瀬字長久保5149、5151、5152、字離山12347の28

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び山ノ内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第390号

国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成25年7月8日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量(砂防基盤図地図情報レベル5,000)

2 作業期間

平成25年5月31日から平成26年1月31日まで

3 作業地域

飯田市、下伊那郡大鹿村

建設政策課

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年7月8日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成25年6月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ヒューマンネットながの

3 代表者の氏名

島崎潔

4 主たる事務所の所在地

長野市鶴賀七瀬中町211番地15 ゆたかフレンズ2F

5 定款に記載された目的

本会は、障害児者や高齢者及びその家族、並びに地域住民に対して、自立と社会参加、生活支援、介助や介護サービス、権利の擁護に関する事業と創造的なネットワークのシステムづくりを行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年7月8日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成25年6月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あんずの里振興会

3 代表者の氏名

島田清衛

4 主たる事務所の所在地

千曲市森1406番地の1

5 定款に記載された目的

この法人は、千曲市が管理する「あんずの里スケッチパーク」を含む、あんずの果樹園の良好な管理と、農業生産を継続して維持することが困難な農業者に対して、農業支援活動に関する事業を行い、農業生産振興に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課